

令和8年さぬき市議会第2回臨時会議案

令和8年5月19日提出

市長提出議案

- 議案第29号 専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）
- 議案第30号 専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）
- 議案第31号 専決処分の承認について（令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））
- 議案第32号 令和8年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第33号 さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部改正について
- 議案第34号 財産の取得について

議案第 29 号

専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 19 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

さぬき市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」を「第98条第1項」に改める。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市(町・村)民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第20項とし、同条中第24項を第21項とし、第25項を第22項とし、同条に次の1項を加える。

23 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第2

4項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1

項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさぬき市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次号において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(さぬき市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 さぬき市税条例等の一部を改正する条例(平成26年さぬき市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第30号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔「介護納付金」という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の3の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）
第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）
第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,060円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）
第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者

1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (2) 特定世帯 350円
- (3) 特定継続世帯 525円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について742円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について28円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円
- (イ) 特定世帯 245円
- (ウ) 特定継続世帯 368円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について530円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円
- (イ) 特定世帯 175円
- (ウ) 特定継続世帯 263円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について212円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円

（イ）特定世帯 70円

（ウ）特定継続世帯 105円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 159円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 265円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 424円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 530円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものと

した場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第31号

専決処分の承認について（令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月28日

さぬき市長 大山茂樹

記

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第1号）について

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,176,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月28日専決

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 繰越金		1	24,385	24,386
	5. 繰越金	1	24,385	24,386
歳入	合計	1,152,300	24,385	1,176,685

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 140, 683	24, 385	1, 165, 068
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 140, 683	24, 385	1, 165, 068
歳 出	合 計	1, 152, 300	24, 385	1, 176, 685

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17. 繰越金	1	24,385	24,386
歳入合計	1,152,300	24,385	1,176,685

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
10. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,140,683	24,385	1,165,068				24,385
歳出合計	1,152,300	24,385	1,176,685				24,385

2. 歳入

(款) 17. 繰越金

(項) 5. 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 繰越金	1	24,385	24,386	5. 前年度繰越金	24,385	前年度繰越金 24,385
計	1	24,385	24,386			

3. 歳 出

(款) 10. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 5. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
5. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,140,683	24,385	1,165,068				24,385	18. 負担金、補助及び交付金	24,385	負担金 24,385 保険料 24,385
計	1,140,683	24,385	1,165,068				24,385			

議案第32号

令和8年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について

令和8年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年5月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度さぬき市後期高齢者医療事業特別補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,176,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月28日専決

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 繰越金		1	24,385	24,386
	5. 繰越金	1	24,385	24,386
歳入	合計	1,152,300	24,385	1,176,685

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 140, 683	24, 385	1, 165, 068
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 140, 683	24, 385	1, 165, 068
歳 出	合 計	1, 152, 300	24, 385	1, 176, 685

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17. 繰越金	1	24,385	24,386
歳入合計	1,152,300	24,385	1,176,685

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
10. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,140,683	24,385	1,165,068				24,385
歳出合計	1,152,300	24,385	1,176,685				24,385

2. 歳入

(款) 17. 繰越金

(項) 5. 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 繰越金	1	24,385	24,386	5. 前年度繰越金	24,385	前年度繰越金 24,385
計	1	24,385	24,386			

3. 歳 出

(款) 10. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 5. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
5. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,140,683	24,385	1,165,068				24,385	18. 負担金、補助及び交付金	24,385	負担金 24,385 保険料 24,385
計	1,140,683	24,385	1,165,068				24,385			

議案第33号

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年5月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市印鑑条例及びさぬき市手数料条例の一部を改正する条例

(さぬき市印鑑条例の一部改正)

第1条 さぬき市印鑑条例（平成14年さぬき市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。））」を加え、同条第3項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第14条中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に改める。

(さぬき市手数料条例の一部改正)

第2条 さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第2条第7項に規定する個人番号カード（）」を「第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

議案第34号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年5月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 取得する財産 学習用タブレット端末
- 2 取得の目的 教育ICT環境整備に伴う学習用タブレット端末の整備
- 3 契約の方法 随意契約（共同調達に係る公募型プロポーザル）
- 4 取得価格 一金98,175,000円
うち消費税及び地方消費税額8,925,000円
- 5 契約の相手方 広島県広島市中区袋町4-25
株式会社大塚商会 広島支店
支店長 真子 健